

令和3年度

茨木市立天王小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第 13 条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（「いじめ防止対策推進法」より）

学校教育目標

「心ゆたかで たくましい子ども」の育成

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

指導等をあらためて確認・徹底し、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校がいじめ防止等のための対策を迅速に総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

これに対処し、事象の教訓化と再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) いじめ防止等の対策のための組織・・・「いじめ・不登校対策委員会」(あじさい会議)の設置

＜構成員＞ 校長、教頭、首席、支援教育コーディネーター、生徒指導コラボレーター
生活指導担当者、養護教諭

＊ 事案に応じて：学年代表、関係教職員

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること

＜開催＞

- ・定例会(月1回)・必要に応じて適時(緊急)開催とする。

(2) いじめ防止のための取組み

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と人権感覚及び道徳心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・特に「居場所づくり」・「絆づくり＝授業づくりと集団づくり」の取り組みの推進をとおりて、学校の全ての児童に「自己有用感」・「規律」・「学力」を育む。

そのために、下記のことには留意する。

- ア 児童にとって「わかる授業づくり」を推進することにより、自己有用感・自己肯定感を育む。
- イ 児童の豊かな情操と規範意識を培うために、全ての教育活動を通じた道徳教育と体験活動を推進する。
- ウ 障がいのある児童等への理解を深め、外国につながる児童、性的マイノリティの児童、震災等で避難している児童等学校として特に配慮が必要な児童をはじめ、すべての児童にとって安心・安全な学校作りを推進する。
- エ 児童の自発的・主体的な活動を支える児童会活動の活性化を図る。
- オ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット(市教委作成)を活用する。
- カ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ・児童への情報モラル学習
 - ・各学年での犯罪被害防止教室の実施
 - ・保護者への啓発

キ 新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族に対する差別や偏見が生じないように、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに発達段階に応じた指導を行う。

②いじめの早期発見のための措置

ア 生活アンケート・・・いじめ調査「こころとからだの元気調べ」の実施等

- ・児童対象 生活アンケート 年3回(6月、11月、2月)
- ・教育相談日の設定 月1~2回程度(スクールカウンセラーの訪問日)

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：「いじめ・不登校対策委員会」(あじさい会議)】
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用

③いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、「いじめ・不登校対策委員会」(あじさい会議)を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・支援とその保護者への助言を継続的・組織的に行う。とりわけ、障がいのある児童等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。

ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。

エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。

エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(別添)

資料1 いじめ防止等に関する年間計画

資料 1

茨木市立天王小学校

令和3年度 いじめの防止等に関する年間計画

	学 校	児 童	保護者	地域・その他
4月	・クラス分けと引き継ぎ ・「いじめ防止基本方針」と 「いじめ対策」に関わる 共通理解	・学級開きと学級の ルールづくり	PTA 総会等 ・いじめ防止対 策等について 説明と啓発 参観懇談会	・地域団体へのいじめ 防止対策等について 説明と啓発
5月	・あじさい会議 ・児童理解交流会	朝のふれあい(あいさつ)運動に参加		・スクールカウンセラー
6月	・日曜参観 ・一斉人権学習 ・あじさい会議	こころとからだの 元気調べ①		・学校協議会 ・教育相談担当者会 ・スクールカウンセラー
7月	・あじさい会議	「天王小スマホルー ル」(スマホ・タブレッ トの使い方)	・個人懇談会 (保護者との 情報交換)	・スクールカウンセラー
8月	・校内研修 (人権・いじめ・不登校)			
9月	・あじさい会議	朝のふれあい(あいさつ)運動に参加		・スクールカウンセラー ・防犯教室
10月	・あじさい会議 ・一斉人権学習 ・児童理解交流会	情報モラル教育		・スクールカウンセラー ・身を守るワーク
11月	・あじさい会議 ・公開授業と全体研修会	こころとからだの 元気調べ②		・スクールカウンセラー ・教育相談担当者会 ・薬物乱用防止教室
12月	・あじさい会議		・個人懇談会 (保護者との 情報交換)	・学校協議会 ・スクールカウンセラー ・非行防止教室
1月	・あじさい会議 ・一斉人権学習	・にこにこフェスティバル	朝のふれあい(あいさつ)運動に参加	
2月	・あじさい会議 ・児童理解交流会	学校教育自己診断 (児童アンケート) 隔年:2年・5年	・参観懇談会	・スクールカウンセラー
3月	・あじさい会議 ・年間の検証と総括	こころとからだの 元気調べ③		・PTA 総会 ・学校協議会 ・スクールカウンセラー

※1:毎月定例 : 「いじめ・不登校対策委員会」(あじさい会議)の実施

※2:毎月定例 : 職員会議の実施

※3:各行事とその取り組みを通して : 行事を通じた児童の人間関係づくりの実施